

称号及び氏名	博士（学術） 野 崎 泰 伸
学位授与の日付	平成19年3月31日
論 文 名	「生の無条件の肯定」に関する哲学的考察 —障害者の生に即して—
論文審査委員	主査 森岡 正博 副査 中村 治 副査 萩原 俊治 副査 細見 和之

論文要旨

本論文は、障害者が社会において生きるということについて哲学的に考察することを目的とする。すなわち、障害者が生きるということに対して、主に思想の側面から光を当てようとする試みなのである。現代社会の中で、障害者の生を十全に肯定するためには、「彼らの生は<無条件に>肯定されなければならない」と主張することが必要となる。なぜなら、彼らの生は、ただ単に能力が低いからというだけでなく、それをも含むさまざまな理由によってその生を否定されてもいるのが現実だからである。それらすべての否定的な眼差しに抗する理論の構築は、障害者の生はもとより、社会的に不利な立場に捨て置かれ、その存在を否定された者たちの生を肯定するためにも重要である。

障害について思考をめぐらせるということは、必然的に学際的にならざるを得ない。なぜなら、そこでは生そのもの、つまり生存と生活の両面が問われることになるからである。例えば、社会保障の制度を考えるには経済学が、障害を文化の視点から捉えるには人類学や歴史学、あるいは社会学が、また生きる意味を問うには哲学的・心理学的な考察が必要であるからだ。本論文では、それらの学を視野に入れながら、それらに学際的に接続するような思想的考察を試みたいのである。そして、障害者の生を肯定する思想的な理論構築を目指すのである。

第一章では、「生の肯定」という主題が哲学的にどう議論されてきたのか、その一側面に光を当てながら叙述する。そのためにまず、「ただ生きる」こと思想史をたどる。哲学においては、古代より「よく生きる」ことに関する思索がなされてきた。しかし、「よく生きることの実現」も、「ただ生きる」ことが保障されてこそなされるものである。ここにおいて、そうした思想史を反転させる必要がある。その中で、マルクス、アーレント、そして

アガンベンという三人の哲学者の主張を吟味する。

第二章では、「生きることの意味」に焦点を当てた、主に心理学的な理論、とりわけフランクルの人間学を検討する。生きることに「意味はあるのか」ということを考え抜く姿勢自体はとても意義があるものであろう。なぜなら、「生きることに意味はない」というようなシニカルなニヒリズムこそが、自らの人生を真摯に生き抜くことを阻害するものだと考えられるからである。だが、一転して今度は「生きる意味」を雄弁に語ってしまう態度も、違う意味で人生そのものを軽視する態度にも思える。誰が「他者の生きる意味」について語りうる資格を有するのか、という点の吟味が必要である。さらに、『夜と霧』における回教徒と名指された者についてのフランクルの叙述を批判的に扱い、回教徒の生をも肯定的に語ろうと試みる。そして、これらの議論から、「留保なき生の肯定」という概念を紡ぎ出す。「留保なき生の肯定」とは、生きるということが無条件に肯定すること、すなわち、他者からの生の意味付与をことごとく拒絶するような生の様式のことである。自らの生を肯定するのも否定するのも、自らの意思以外はあり得ない。このことは、どんな生であっても、その生が無条件に肯定されるような選択肢を社会は用意すべきだということにもつながる。

第三章では、生命倫理学におけるパーソン論との対決を試みる。「留保なき生の肯定」概念とパーソン論の大きな違いは、生存の自明性を基礎づけようとしているかどうかという点にある。パーソン論は、生存の自明性を基礎づけようとしている。そして、理性のある生命には生存の自明性を与える。だが、こうした基礎づけ論には、大きな罣が仕掛けられている。具体的に、シンガーの論理や彼が依拠する選好功利主義を批判することにより、パーソン論批判を行う。選好功利主義の倫理判断には、「直観的レベル」と「批判的レベル」の二層があり、直観的レベルによってジレンマが生じたとき、たとえば二人の人間のいずれを殺すべきなのかというようなケースの場合、「批判的レベル」における判断が必要となる。そのとき、功利主義者は、考慮すべき効用が誰の効用であるかという点を考慮しないという特徴があるのである。シンガーは、「批判的レベル」について判断するときに、その存在者が「意識を持つのか」「感覚能力を持つのか」に注目し、自己意識や感覚というものを、ある生命が「生きるに値する生命」であるかどうかの判断基準にすることを提唱するのである。だが、シンガーの倫理学は、重大な欠陥を抱えていると考えられる。すなわち、誰を生かすのか、誰を殺すのかというような問題設定において、シンガーは関係者の個人的選好の束を吟味するのであるが、その個人的選好が社会的に構成されているという点を見ていないのである。すなわち、例えば、当人が社会的な差別を受けているとき、それに適応しようとして選好を形成してしまうことがある。果たして、こうした選好は本当に当人にとって望ましいものであろうか。つまり、選好あるいは願望の充足のみが、個人の行為の倫理的正当性を担保し得るとするならば、それは社会的な不正義を問う視座そのものを失うのである。

第四章では、「留保なき生の肯定」の実現が、実は正義論の問題であることを示す。そのときに、従来の現代リベラリズムが基礎づけ主義、正当化主義的正義論となっていることを批判し、それに対して非基礎づけ主義的正義論を構築する。まずは、リベラルな再分配派の論陣ですら、正当化主義の罣にはまっていることを指摘する。具体的には、ロールズとドゥオーキンの論が、基礎づけ主義的正義論であることを示し、彼らへの批判を試みる。

正当化主義は、原初状態で構成されるメンバーの「他者」たちを論理的に排除してしまうのである。つまり、「他者」たちは正義の埒外に捨て置かれてしまうのである。そこで本論で主張されるのが、非基礎づけ主義的正義論である。そこで応用されるのが、ポパーらによって提唱された「反証可能性」理論による「批判的合理主義」である。それによって漸進的な社会改良を図っていこうというのである。それは、現実の社会から不正義を除去していき、最終的には不正義のない社会を目指し、不正義を一つずつなくすべく法制度を作成、改良していく立場である。つまり、不正義を告発する声を社会の価値観に対する反証であると捉えるのである。筆者が定立する正義の内容とは「すべての人が十全に生きることは、無条件に肯定される」というものである。その実現に向けて、それに反する社会的価値観に対して、言明のレベルで反証を繰り返していくのである。社会契約による正当化を目指す正義論から、「他者」の言明や存在そのものを反証として理解し、正義を構築していく論へと転換すべきなのである。筆者はそれを「境界線の正義論」と名づける。つまり、「境界線の正義論」は、いま、ここに現存する社会から論を始める。そして、正義を「構築する」というのではなく、「他者」からの「反証」を受け止めつつ、不正義を「除去する」といった形で正義を構想するのである。それに対し、社会契約に基づくロールズらの正義論においては、当該の原初状態や倫理的個人像から漏れた「他者」は排除され、正義は排除の装置となってしまう。「境界線の正義論」は、「他者」の現出の可能性を正義論に組み込むものである。

本論文の特徴は、「留保なき生の肯定」、あるいはそれと同義で使うことにする「生の無条件の肯定」を、「正義」として提示することにある。それは、実際にそれが実行可能であるとか、それはどんな場合にも受け入れられる、という主張ではない。それが一つの「法」として、実行可能性を持っている、などということを目指さない。ある一つの整合的な論理体系として、このような正義の定立も可能であるということを含意するにとどまる。しかしながら、「誰のどんな状態の生でも、まずは生きていてよい」と思えるということは、私たちのかなり根底的な感覚を構成する部分であるように思われるのである。そうした根底的な感覚のある部分に符合すると思われるような「生の無条件の肯定」を正義として要求する社会を、構想していこうとするのである。

障害者の生を肯定するということは、どんな生であっても留保なく「生きることはよい」と言い切ることと等しい。労働できなくても、自らの容貌が「醜い」と感じていても、人工呼吸器を利用していても、自殺願望があっても、それでも「生きることはよい」と言えるかどうかを試されるのである。

「生の無条件の肯定」とは、誰のどのような状態の生でも、「生きていてよい」というテーゼである。誰が誰の生を肯定するのか、ということではなく、生は、現にあるもの、あってしまうものとして普遍的に肯定されるべきだと本論文は主張する。重度の障害者、痴呆性高齢者、パーキンソン病患者、ALS 患者、がん患者、などなど、みんな生きていてよい。生きて、その人が十全な生を享受できるように、社会のほうが変わるべきなのだ。原理的にはそう考えるのが「生の無条件の肯定」である。本論文は、どんな生であっても「生きることはよい」という観点に立った社会哲学を目指し、そのための一つの視座を与えようとするものである。

学位論文審査結果の要旨

野崎泰伸氏の課程博士号申請論文「「生の無条件の肯定」に関する哲学的考察——障害者の生に即して」は、現代社会において人間の生を無条件に肯定するための哲学的な理論構築を目指したものである。特筆すべきは、本論文が一貫して障害者の視座から考察されている点にある。社会の中でとすれば足手まとい・非能率とされてきた存在から見たときに、従来の哲学思想がどのような相貌をもって立ち現われるのかを見据え、障害者の視点からの新たな正義論を提唱しようとする本論文は、現代哲学および生命倫理学に重要な貢献をなすものであると判断される。

哲学・倫理学領域の博士論文の審査における判断基準としては、問題意識および問題設定が明確であること、先行研究の調査および文献学的目配りが充分になされていること、立論および論証に独自性があることが求められる。

まず問題意識および問題設定についてであるが、先にも述べたように、本論文は障害者の視座から「生命の存在価値」について一貫した哲学的考察をなすものであり、そのことによって従来見逃されがちであった論点を析出することを目的としている。論文中でも繰り返し述べられているように、この社会には、障害者や障害児は死んでしまっても仕方がないという価値観が根強く存在しているのだが、健常者中心の思想においては、このことが得てして見逃されがちになる。そればかりか、そのことを正当化する哲学思想すら存在する。障害者の当事者の視点に立って、人間の生命の無条件の肯定の思想を再構築しようとする著者の問題意識および問題設定は明確であり、鮮烈である。

次に先行研究および文献学的目配りであるが、障害者の視座から生命の価値について哲学的考察をした先行研究は過去においてほとんど見られない。哲学は伝統的に人間の病いや受苦について考察してきたが、そこに障害を持った当事者の視座が導入されたのはきわめて近年のことである。現代の生命倫理学においては、日本の青い芝の会による思想的言説や、それを引き継ぐ位置にいる立岩真也らの障害学を参照軸とするとともに、英語圏のシンガーらの功利主義的生命倫理学を吟味する作業が重視されているが、著者もまたそれら関連文献を精読し、その上に立って自説を立論している。さらに著者は、生命の意味をめぐるフランクルの議論や、反証可能性をめぐるポパーの議論にも貪欲に取り組んでおり、文献学的目配りも充分に行なっていると判断される。

第3に、立論および論証における独自性であるが、これについて以下に詳述することにする。

著者は、まずフランクルとシンガーの哲学を批判的に考察する。フランクルに対しては、生きる意味を追求する人間学の重要性を肯定的に評価すると同時に、意味を追求することの基盤となるところの「生きていることそのもの」の重要性に関しては、フランクルの思索が不十分なものであったことを明らかにしている。また、シンガーに対しては、「生きるに値する生命」に関する選好それ自体が社会的に構築されているという点をシンガーが見逃していることを指摘し、人間の生命の価値に上下を付けるシンガーの理論が破綻していることを指摘する。

著者は次に、ちょうど科学理論が反証可能性を前提とするように、社会政策の理論もまたそれが正義にかなうためには独自の反証可能性に開かれてなければならないのではない

かと主張する。それは、その社会政策が当初想定していなかったような外部者からの声が出現したときに、それを外部からの「反証」として理解し、その反証に対する実践的応接および社会政策の整合的再構築が、体制側に「責務」として課せられるとする正義論である。著者はこのような正義論の発想を「境界線の正義論」と呼んでいる。

境界線の正義論の特徴は以下の点にあると考えられる。そもそもロールズらに代表される社会契約的正義論は、正義が追求されるべき社会のメンバーシップを理論的に確定したうえで、条件をはずした立場交換によって、フェアな社会正義の原理を構築するものであった。その理論的な問題点は、メンバーシップの確定によって、そこからあらかじめ排除されてしまう人間が出現してしまうこと、および、それらの外部者を正義の枠内に取り入れようとするとしてもパターンリスティックな価値付与の操作を行なわなくてはならなくなることである。そこではまさに外部へと押しやられる当事者の存在が不可視化されることになりかねないのである。

著者の言う「境界線の正義論」とは、これら外部へと追いやられがちな存在、不可視化されがちな存在の視座に立って、彼らが正義の外部へ追いやられることもなく、不可視化されることもないような、新たな正義論を構築しようとするものである。

著者がこのような主張をする背景には、現代の社会において、生活保護下で十分な医療や福祉を受けられずに死んでいく障害者たちが現存するという事実がある。それにもかかわらず、マジョリティの社会は、そのような人間たちがいることを、知っていて知らないふりをする。ここには権力作用が働いているのであり、ロールズ流の社会契約的正義論ではこの権力作用を覆すことができにくい。

必要なのは、この権力作用に抗することのできる正義論である、と著者は考える。であるがゆえに、境界線上の存在あるいは外部へと追いやられた存在の生存が脅かされているときに、彼らの「存在」そのものを、マジョリティ社会の社会政策への一種の「反証」として理解していくことをマジョリティ社会の責務として課すような正義論を、著者はあえて構築しようとするのである。

著者の言う「境界線の正義論」は次の点において独自性を持つと考えられる。ひとつは、「知っていて知らないふりをする」という言動をマジョリティ社会の側のいわば禁じ手として要求することによって、つねにマイノリティの側からのクレームが正義の課題として焦点化されるような正義論となっていること。第2には、正義の原理の策定に参与する者のメンバーシップをあえて確定せずオープンにしておくことによって、境界線がつねにヴァルナブルな状態に保たれ、未知の者からの反証によって正義の原理が予想しない方向へと再構築される可能性がたえず残るような正義論であること。第3に、マイノリティグループを外部に作る方向ではなく、マイノリティの声がつねにマジョリティ社会へと侵入し続けるような正義論、その意味で、分離主義的ではない正義論となっていること。

また、以上の点を総合するために、ポパーの反証可能性の議論を用いて補強している点もまた著者の独自性である。ポパーの批判的合理主義と正義論の関連は近年注目を集めつつあるが、著者の論は将来この方面とも接続可能なものと言えよう。

もちろん著者の立論は、障害者の視座に立って新たな正義論の論理を模索する萌芽段階であり、完成形態には至っていないが、その理論的試行は、課程博士論文として十分に評価に値すると判断される。

著者の立論は、どのような人間であっても無条件にその生が肯定されるべきであるという方向に向けて収斂していくのであるが、その過程において、著者の立論がいくつかの難点に出会うことになるのも事実である。たとえば、著者の立場に立てば、人工妊娠中絶はけっして肯定できないことになる。著者は、原理的に肯定できないという次元と、現実問題として禁止しないという次元とを分離するという解決を示しているが、この問題はそれによって氷解するものではないであろう。また災害時のトリアージのような医療においても生命の選別が行なわれるわけであるが、著者の立場に立てば、これもまた肯定できないということになると考えられる。また、著者は尊厳死を肯定しないが、だとすれば、末期において患者はいつまでも生き続けているべきなのかという難問が生じてくるであろう。

著者の理論は、現時点においてこれらの難問を氷解させるだけの装備を備えてはいない。しかしこれらは、現代の哲学・倫理学全体に突きつけられた超難問であり、ひとり著者だけに負わせるべきものではないであろう。したがって、これらの課題を抱えつつも、著者の論文は、課程博士論文に要求される立論および論証の独自性を、十分に備えているものであると判断される。

以上を総合して、本委員会は、著者の論文は課程博士論文として要求される水準を満たしていると判断する。